測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、川西町長から次のとおり公共測量を実施することについて通知がありました。

令和五年九月五日

奈良県知事　山　下　　真

一　測量の目的　公共測量（数値地形図データ修正）

二　測量の地域　川西町結崎及び保田地区

三　測量の期間　令和五年八月二十一日から令和六年三月二十二日まで